



令和8年度（2026年度）

第4回定例庁議

令和8年5月27日(水)午前8時30分～
第一応接室（担当：総合戦略室 内線1111）

1 報告事項

- (1) 三ガク都ロゴマークの作成及び活用について……………（総合戦略局）
- (2) 新たな防災気象情報に対応した図上防災訓練の実施について……………（危機管理部）
- (3) 第12次松本市交通安全計画の策定について……………（交 通 部）
- (4) 令和7年度「市長への手紙」の結果について……………（住民自治局）

庁 議 日 程 に つ い て

第5回定例庁議	6月12日(金)	8時30分～
第6回定例庁議	7月 7日(火)	8時30分～

(報告事項)

三ガク都ロゴマークの作成及び活用について

1 趣旨

松本市基本構想2030の実現に向けて、三ガク都ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を作成し、庁内外で広く活用することにより、基本構想の理念の発信及び浸透を図るものです。

2 経過

8. 3. 13 総合計画（基本構想2030・第12次基本計画）を策定
4. 1 広報まつもと4月号の表紙にロゴを掲載
5. 1～ 「市長への手紙」専用はがきにロゴを掲載
- 8～ 名刺台紙にロゴ2種セットを追加
- 26～ 本庁舎正面玄関にロゴ入り懸垂幕を掲示

3 概要

- (1) 基本構想2030のキャッチフレーズ「豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都」を踏まえ、「岳」「楽」「学」をビジュアル化したロゴを作成しました。
- (2) ロゴは、各漢字をデフォルメし、自然、歴史、文化、学びが重なり合う松本の姿を表現しています。



※ デザインに盛り込んだ要素は別紙1のとおり



〔参考〕 総合計画表紙

4 活用事例

別紙2のとおり

5 今後の対応

- (1) 資料や広報物等への積極的な活用を図るため、庁内向けの使用ガイドラインを作成し、庁内情報システムに掲載します。
- (2) 6月末までに、総合計画（基本構想2030・第12次基本計画）の計画本編冊子、概要版及び子ども向けワークブックを作成します。
- (3) あわせて、ロゴの市民及び事業者による活用に向けた展開方法等の検討を進めるとともに、市公式ホームページのサブサイトをリニューアルします。

担当 総合戦略室

次長 石井 貴文（内線1111）

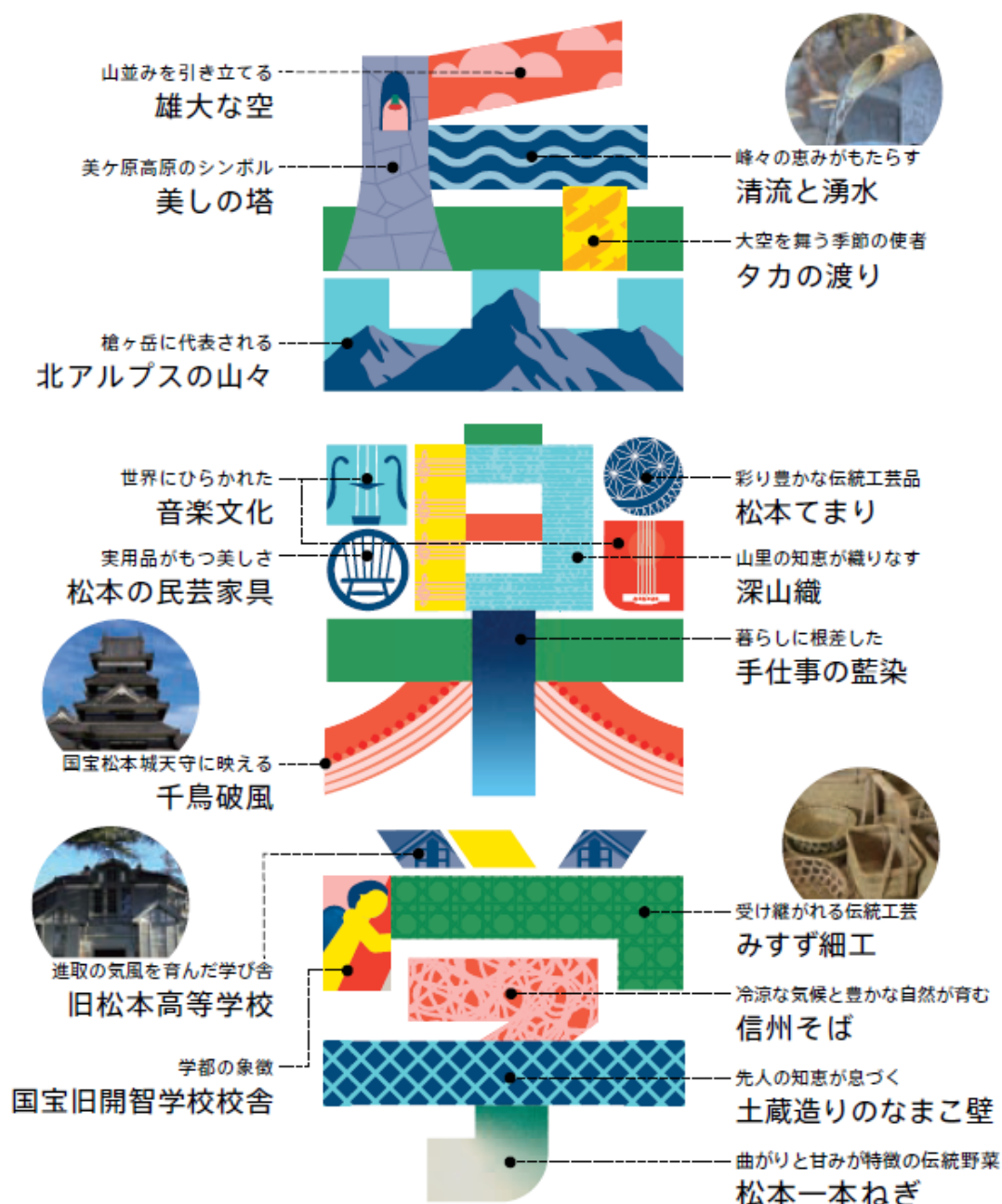
豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

「岳」「楽」「学」。

三つの「ガク」は、自然、歴史、文化、学びなど、
多様で質の高い要素が、幾重にも重なり合う松本の姿を象徴しています。

ここに描かれているのは、その一部。

松本には、ほかにもたくさんの魅力があります。



(第12次基本計画表紙の解説ページから抜粋)

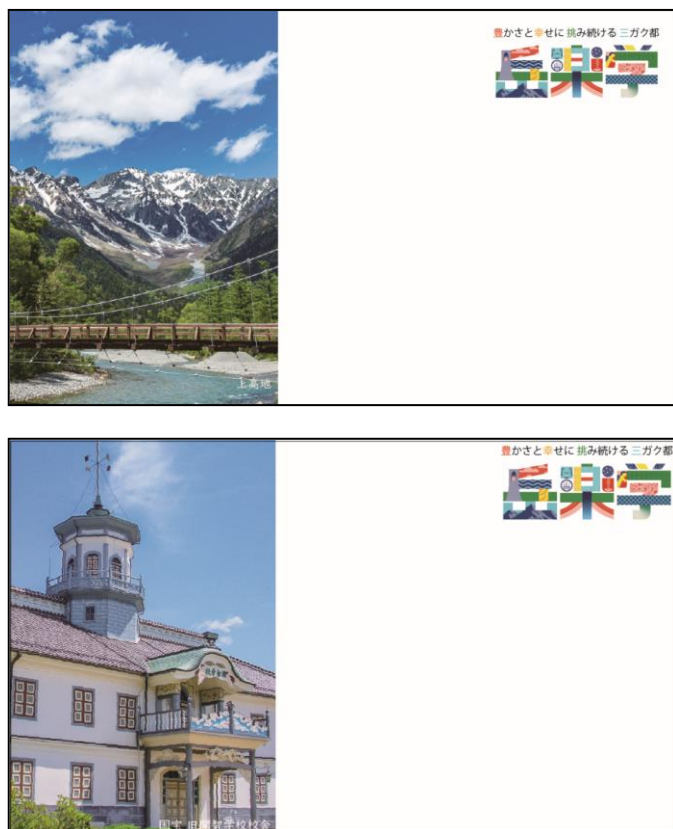
ロゴの活用事例

1 「市長への手紙」専用はがき（R 8. 5. 1～ 使用開始）



懸垂幕
デザイン

2 名刺台紙 ロゴ2種セット（R 8. 5. 8～ 販売開始）



3 懸垂幕（R 8. 5. 26～ 掲示開始）

豊かさと
幸せに
挑み続ける
三ガク都



庁 議 資 料
8 . 5 . 2 7
危 機 管 理 部

(報告事項)

新たな防災気象情報に対応した図上防災訓練の実施について

1 趣旨

令和8年5月29日から気象庁が運用を開始する新たな防災気象情報に対応した松本市図上防災訓練の実施について報告するものです。

2 新たな防災気象情報について

(1) 概要

新たな防災気象情報では、情報名称に警戒レベルの数字をつけて発表することで、市町村等が発令する避難情報や住民がとるべき行動が分かりやすくなります。

「新しい防災気象情報に応じた避難情報」(別紙1)

(2) 市民周知

ア 町会連合会常任理事会、民生委員・児童委員協議会会長会、広報まつもと6月号、市公式ホームページで周知

イ 令和6年に配布したハザードマップ啓発面に新しい防災気象情報を反映させる修正用シールを作成し、地域づくりセンター等で配布

(3) 活動体制の修正

災害時の活動体制について、新しい防災気象情報を反映させるとともに、配備体制を従来の5段階から4段階(第1配備～第4配備)に変更しました。

「松本市 災害時の活動体制」(別紙2)

3 令和8年度(第19回)松本市図上防災訓練について

(1) 訓練実施の目的

松本市地域防災計画及び松本市業務継続計画に基づいて、新たな防災気象情報に対応した図上訓練を実施して災害発生に備えた適切な警戒避難行動等、風水害時に各部局がとるべき行動を訓練し、災害対応能力の向上を図ります。

(2) 日時

令和8年6月30日(火) 13時30分～16時50分

(3) 場所

長野県松本合同庁舎、松本市役所各庁舎、大会議室

(4) 訓練の概要

ア 梅雨前線が停滞し、台風が長野県に接近・直撃する大雨と土砂災害を想定

イ 訓練の構成

信濃川上流・姫川流域地域連携会議が主催する新たな防災気象情報に対応した関係

機関との合同防災訓練に合わせて、市役所各部局において降雨による洪水と土砂災害を想定した訓練を実施します。

松本合同庁舎での合同防災訓練に参加する部局と市役所で訓練する部局に区分して2会場で訓練を行います。（合同防災訓練に参加する部局：危機管理部、建設部）

ウ 訓練方式

(ア) 水災害タイムラインの作成

訓練開始前に各部局の水災害に対応したタイムラインを作成します。

(イ) 松本合同庁舎での合同防災訓練

関係機関が松本合同庁舎に参集し、訓練シナリオに従い学習型訓練を行います。

(ウ) 市役所で実施する訓練

各部局において合同庁舎の訓練シナリオに沿った進行をオンラインでモニタリングしながら、市と関係機関の対応を確認しつつ、各部局が大雨災害時に必要な実務対応について確認を行い、抽出された課題を災害対策本部員会議で報告します。

「合同防災訓練シナリオ」（別紙3）

エ 訓練編成

(ア) 松本合同庁舎での合同防災訓練

松本市：伊佐治副市長、危機管理部、建設部、松本市消防団

参加機関：長野県危機管理部・建設部・松本地域振興局・松本建設事務所・奈良井川改良事務所、国土交通省、気象庁

(イ) 市役所で実施する訓練

災害対策本部長：教育長、市災害対策本部、各部局（建設部除く。）

オ 訓練当日のスケジュール

合同庁舎での合同防災訓練		市役所での訓練	
13：00～13：30	受付等	13：25～	訓練開始放送
13：30～13：50	開会・訓練進め方説明	13：30～16：00	各部局で対応訓練
13：50～16：00	解説者付学習型訓練		
16：00～16：20	振り返り・意見交換	16：10～16：45	本部員会議
16：20～16：30	全体講評	16：45～16：50	教育長講評

(5) 服装

災害対策本部員会議出席者は防災服着用（非配布の職員はビブス着用）

4 今後の予定

指揮班長等を対象に訓練事前説明会を6月23日（火）に行います（各部局タイムライン提出、訓練シナリオ配布等）。

担当 危機管理課 課長 林 寛和 (内線2710)

新しい防災気象情報に応じた避難情報

別紙 1

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとに整理するとともに、レベル4相当の情報として危険警報を新設。
- 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。（例：レベル4大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系と避難情報

令和8年5月29日から運用開始

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	（警戒レベルごとに） 住民が とるべき行動	市の対応と 避難情報等
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全 確保
警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難！					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	危険な場所から 全員避難	避難指示
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	高齢者など避難に時間を 要する人は早めに避難、 避難の準備など	高齢者等 避難
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	避難行動を確認（避難場 所や避難ルートなど）	
警戒レベル 1	早期注意情報			災害への心構えを 高める	

※ 局地的災害は、現地対策本部を設置し、市長が指名する職員を現地本部へ派遣

ステージ1

前線の停滞による、松本市内での大雨予報

予測雨量の確認、ハザードマップの確認、避難所の確認 等

ステージ2

大雨警報の発令（大雨:警戒レベル3）

要配慮者への支援、要配慮者の避難等

薄川・女鳥羽川の溢水の恐れ（洪水:警戒レベル4）

危機管理型水位計、避難判断水位、避難指示（洪水）、ホットライン（県→市） 等

土砂災害警戒情報（土砂災害:警戒レベル4）

キキクル、長野県河川砂防情報ステーション、避難指示（土砂災害）ホットライン（県・国→市） 等

ステージ3

薄川または女鳥羽川の溢水（洪水:警戒レベル5）

水防活動 緊急安全確保（洪水）等

浅間温泉での土砂災害発生（土砂災害:警戒レベル5）

緊急安全確保、ホットライン（国→市）、TEC-FORCEによる資機材支援 等

薄川で発生した大規模な崩壊による河道閉塞

支援要請（市→国）→ヘリ調査・緊急調査の要請 等

第12次松本市交通安全計画の策定について

1 趣旨

交通安全対策基本法に基づき、国（内閣府）の交通安全基本計画が策定されたことを受け、松本市の交通安全に関する総合的かつ長期的な施策を推進する「第12次松本市交通安全計画」を策定することについて報告するものです。

2 経過等

- S46.9 第1次松本市交通安全計画を策定
 R4.1 第11次松本市交通安全計画を策定
 R8.3.27 国（内閣府）が第12次交通安全基本計画を策定
 R8.6 長野県が第12次交通安全計画を策定（予定）

3 現計画（第11次松本市交通安全計画）の目標等

(1) 計画目標

人命尊重の理念に立ち、交通事故による死傷者数をゼロに近づけ、究極的には交通事故のない社会を実現することを目指し、各種施策を総合的に推進して交通事故総量の抑制を図るとともに、令和7年までに、交通事故死者数を3人以下、交通事故重傷者数を60人以下とすることを目標としています。

(2) 計画の基本方針

別紙「概念図」第3章のとおり

4 第12次計画策定の考え方

(1) 基本的な方針

国の第12次交通安全基本計画及び長野県の第12次交通安全計画の方針等を考慮するとともに、松本市が抱える交通安全に関わる課題を整理したうえで策定します。

(2) 松本市内の交通事故発生状況

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
発生件数（件）	692	656	785	722	550
重傷者（人）	56	51	75	91	57
死者（人）	3	5	6	1	3

(3) 松本市の主な課題

- ア 自転車が関与する交通事故が全体の約2割を占めている。
 イ 高齢者が当事者となる交通事故が全体の約4割を占めている。

(4) 松本市交通安全計画の策定

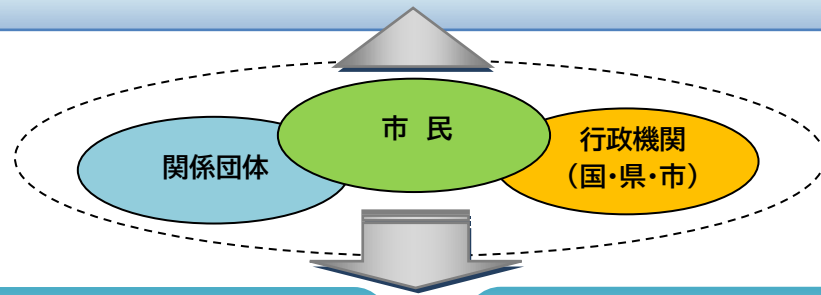
国の交通安全対策基本法に「市町村交通安全計画を作成することができる」と明記されており、これに基づき松本市は計画の策定を行います。

5 今後の予定

松本市交通安全対策委員会の意見を聞きながら施策の検討を行い、庁内関係課との検討及びパブリックコメントを実施したうえで、令和9年3月末を目途に次期計画を策定します。

第1章 基本理念

交通安全の確保は、市民の安全で快適な生活環境の実現の基本として、現在及び将来にわたって維持されなければならない(松本市交通安全基本条例第2条第1項)。



第2章

現 状

- 1 高齢者人口の増加に伴い、全事故に対する高齢運転者の割合が増加
- 2 依然として全交通事故に占める自転車に関連する交通事故の割合が高い。県下平均と比較しても多く発生している。
- 3 子どもの事故は緩やかな減少傾向だが、重傷者数はほぼ横ばい
- 4 交差点での強引な右折や信号交差点での見切り発進などが問題視されている。

課 題

- 1 高齢者が関連する交通事故の削減
- 2 自転車に関連する交通事故の削減
- 3 子どもが関連する交通事故の削減
- 4 交通マナーの向上

※国の目標

令和7年までに重傷者数を 22,000 人以下
(死者数 2,000 人以下)

※長野県の目標

令和7年までに重傷者数を 500 人以下
(死者数 45 人以下)

第3章

基 本 方 針 と 目 標

方 針

交通事故総量の抑制を図る。
特に高齢者、自転車関連事故、子ども及び歩行者関連事故の減少に留意する。
また、交通事故への備えについても啓発を図る。

目 標

【令和7年の目標】
《長野県の目標から》
重傷者数 60 人以下
(死者数3人以下)

《松本市の課題などから》
高齢者が関連する交通事故の重傷者数 25 人以下
自転車に関連する交通事故の重傷者数 15 人以下
子どもが関連する交通事故の死傷者(うち重傷者)数 45 人(5人)以下
歩行者が関連する交通事故の重傷者数 20 人以下

1高齢者の安全確保

例 夜光反射材の配布
歩道の整備
街頭指導の強化

2自転車の安全確保と遵法意識の向上

例 自転車利用環境の整備
体験型交通安全教室の開催
街頭指導の強化

3子どもの安全確保

例 チャイルドシートの正しい使用
通学路の安全対策
街頭指導の強化

4歩行者の安全確保と遵法意識の向上

例 横断歩道ルール・マナーアップ
ゾーン 30 の設定
自動車の速度抑制対策

5交通マナー向上の啓発

例 効果的な広報
街頭指導の強化

6交通事故への備え

例 任意の自動車保険への加入促進
自転車保険への加入促進

第4章

講 ず る 施 策

達成指標あり

第1節 交通環境の整備

1 道路整備による交通環境改善の推進

- (1) 生活道路における交通安全対策の推進
- (2) 通学路における交通安全対策の推進
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (4) 踏切道における交通安全対策の促進
- (5) 災害に備えた道路環境整備の促進

2 交通需要マネジメントの推進

- (1) 交通渋滞解消・改善対策の推進
- (2) 自転車利用環境の更なる整備
- (3) 総合的な駐車対策の推進

3 交通安全に寄与する交通環境の整備

- (1) 道路の使用及び占用の適正化
- (2) 子どもの遊び場等の確保
- (3) 積雪・凍結時への対応

第2節 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- (1) 幼児に対する交通安全教育
- (2) 小学生に対する交通安全教育
- (3) 中学生に対する交通安全教育
- (4) 高校生に対する交通安全教育
- (5) 成人に対する交通安全教育
- (6) 高齢者に対する交通安全教育
- (7) 障害者に対する交通安全教育
- (8) 外国人に対する交通安全教育

2 効果的な交通安全教育の推進

- (1) 参加、体験、実践型教育方法の活用
- (2) 効果的な教材等の充実

3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

- (1) 交通安全運動の推進
- (2) 横断歩行者の安全確保
- (3) 自転車の安全利用の推進
- (4) 全席シートベルト着用・チャイルドシートの正しい使用の徹底
- (5) 反射材・自発光材の普及促進
- (6) 夕暮れ時、夜間の交通事故防止の推進
- (7) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- (8) 交通マナーアップの推進と効果的な広報の実施

4 交通指導の強化等

- (1) 効果的な街頭活動の実施
- (2) 自転車利用者に対する指導の実施
- (3) 暴走行為阻止のための環境整備

第3節 交通事故への備え

1 損害保険等への加入促進

- (1) 任意の自動車保険(自動車共済)への加入促進
- (2) 自転車事故に対応する損害賠償保険への加入促進
- (3) 長野県民交通災害共済への加入促進

2 救助・救急活動への協力

- (1) AEDの使用を含めた救急救命法の普及啓発活動の促進
- (2) 松本広域消防局との協力・連携

庁 議 資 料
8. 5. 2 7
住民自治局

(報告事項)

令和7年度「市長への手紙」の結果について

1 趣旨

市民から幅広く意見・提言を聴き、市政に反映させることを目的に実施している「市長への手紙」の令和7年度の結果を報告するものです。

2 受付状況

(1) 提出方法別通数及び案件数

年度	6年度		7年度		前年度比			
区分	通数	案件数	通数	案件数	通数		案件数	
郵送	43	51	23	30	△ 20	53%	△ 21	59%
電子メール	91	115	106	141	15	116%	26	123%
持参	4	5	2	2	△ 2	50%	△ 3	40%
F A X	0	0	2	3	2	—	3	—
合計	138	171	133	176	△ 5	96%	5	103%
	うち匿名8通		うち匿名2通					

※手紙の通数と案件数の相違は、一通に意見・提言が複数あるため。

(2) 差出人住所別通数及び案件数

年 度	6年度		7年度		前年度比			
区分	通数	案件数	通数	案件数	通数		案件数	
松本市内	111	138	113	152	2	102%	14	110%
市外	27	33	20	24	△ 7	74%	△ 9	73%
合計	138	171	133	176	△ 5	96%	5	103%

(3) 案件別件数

主な内容	案件数	案件数	前年比	7年度内訳
	6年度	7年度		
教育・学校	32	25	▲ 7	図書館、部活地域移行、不登校児、印刷業者への業務委託 等
その他	26	21	▲ 5	マイナンバーカード、図書館新設 等
文化・スポーツ・観光	26	24	▲ 2	松本マラソン、松本城、松本市絵画コンクール、松本城写真はがき 等
子育て・若者	16	21	5	保育園、産後ケアの補助、青少年ホーム 等
交通・自転車	15	24	9	松本駅到着アナウンス、バス、のるーと 等
都市整備（道路・水道・公園・三の丸エリア含む）	12	14	2	公園、山の子保育園園舎移転、旧博物館跡地 等
地域づくり	10	7	▲ 3	公園・福祉ひろばのトイレ、保育園の駐車場利用、支所駐車場 等
職員対応（お礼・ご指摘）	9	1	▲ 8	お礼
福祉・健康・医療	7	17	10	入浴券、子どもの近視治療、マダニ感染症、無痛分娩 等
環境	6	6	0	クマ対策、委託事業、キッズリユースひろば 等
防災（危機管理）	5	0	▲ 5	
産業（商工業・農業）	5	13	8	松本市生活応援クーポン、クラインガルテン、奈川楽農倶楽部 等
DX	2	2	0	国勢調査
多様性・多文化共生	0	1	1	多文化共生
合計	171	176	5	

3 処理状況

処理結果別案件数

年 度	6年度		7年度		前年度比	
内訳・割合	案件数	割合(%)	案件数	割合(%)	案件数	
要望に応じられる	36	21.2%	55	32.4%	19	152.8%
要望に応じられるが時間を要する	16	9.4%	16	9.4%	0	100.0%
現状を説明	58	34.1%	51	30.0%	△ 7	87.9%
要望に応じられない	9	5.3%	20	11.8%	11	222.2%
その他	52	30.6%	34	20.0%	△ 18	65.4%
合計	171件		176件		5件	102.9%

4 今後の取組みについて

寄せられた手紙への回答を引き続きホームページに掲載し、より多くの市民への情報提供を図ります。

担当 市民相談課
課長 中野 浩明
(内線 1410)